

令和5年度事業計画書

【基本方針】

1 本県農業を取り巻く環境

本県の農業・農村においては、人口減少や高齢化による担い手の減少、中山間地域等における耕作放棄地の増加などに加え、記録的な豪雨、豪雪、凍霜害など自然災害の頻発・激甚化など、多くの課題に直面している。

また、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置付けが、令和5年5月8日以降、現在の「2類相当」から「5類」に移行することとなり、社会経済活動の正常化に向け、大きな転換期を迎えている。

さらに、ウクライナ情勢や原油高などにより、農業関係でも肥料や飼料等の生産資材の価格高騰や燃油、電気料金の値上げなどの影響も大きく、農業経営を取り巻く環境は、一層厳しさを増している。

こうした諸課題に加え、持続可能な開発目標（SDGs）を契機に環境に配慮した生産活動や健康な食生活への関心の高まりなど、農業を取り巻く環境も大きく変化している。

このため、山形県「第4次農林水産業元気創造戦略」においては、ウィズ・ポストコロナを見据え、本県農林水産業における新たな活力を創造していくため、意欲ある多様な担い手の育成・確保、活気あるしなやかな農村の創造、魅力ある稼げる農林水産業の迫及など、人（ひと）づくり、農村（むら）づくり、魅力（かち）づくりなどの基本戦略のもとに施策を展開していくとしている。

2 事業展開の基本方向

公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「当センター」という。）では、令和5年度の事業展開に当たり、本県農業・農村を取り巻く諸課題を的確に捉え、公益法人として財務の健全性、事業運営の透明性及び公正性に留意した事業の執行に努めながら、「未来へつなごう、やまがた農業」をスローガンに本県農業・農村の振興と発展に寄与する事業に取り組む。

このため、農業者視点に立った事業展開を基本に据え、①県をはじめ、市町村、農業委員会、JA、土地改良区等の関係機関・団体との連携・協働を更に強化し、②農業・農村の地域資源を活かし、農業者の活力が最大限に発揮されるよう各事業に取り組む。また、③士業等の専門家や農業技術者OB等の多様な有識者の協力等を得ながら、相談機能やフォローアップ機能の強化を図る。

3 重点分野の取組方向

(1) 農地集積・集約化対策事業

令和5年4月に「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」(以下「改正農業経営基盤強化促進法等」という。)が施行されることに伴い、市町村が策定する「地域計画(目標地図)」の実現に向け関係機関・団体が連携して取組みを推進することとされている。

こうした情勢を踏まえ、当センターでは、農地中間管理事業に導入される「農用地利用集積等促進計画」を的確に策定するなど、農地中間管理機構の事務手続きを関係機関・団体と緊密に連携しながら適切に進めることにより、引き続き農地の集積・集約化の推進に取り組む。

また、改正農業経営基盤強化促進法等の施行に伴い、取扱件数の増加が見込まれることから、未収賃料やその発生防止に向けた対応を強化する。

さらに、これまで毎年度必要な事務処理経費を国・県からの国庫補助金等で賄えない財源不足が増加傾向にあることから、農地の賃貸借に伴う手数料制度の導入を図る。

(2) 人材育成活動強化事業

新型コロナ禍による行動制限の緩和などを受けて、令和4年度就農相談件数は前年度に比べ倍増し、農業短期体験プログラムの参加者や令和5年度開始予定の独立就農者育成研修の研修生も大幅に増加している。

このような状況を踏まえ、令和5年度は、これら就農相談等への対応と県、市町村、関係機関・団体などとの連携をさらに強化し、相談・研修から就農・定着まで一貫した支援に取り組む。

また、農業・農村の担い手の減少に積極的に対応するため、当センター内に新たに経営継承のための相談窓口を設置し、これを中心に、移住・定住施策とも連携のうえ、就農のきっかけづくりを行うとともに、新規参入者と継承希望者を円滑につなげるサポート体制を構築する。

さらに、今後の活躍が大いに期待される女性農業者等を対象とする相談窓口の運営やネットワークづくりなどを引き続き支援する。また、女性農業者の視点から、県に対し要望・提案活動を新たに実施する。

(3) 農業者経営サポート事業

当センターでは引き続き「山形県農業経営・就農支援センター」の経営相談窓口を運営し、農業者等からの多様な経営相談を受け付け、関係機関・団体と連携し伴走型で対応するとともに、課題に応じた専門家派遣による支援を行う。

また、当センターが開催する各種研修会・相談会において相談対応を行うほか、関係機関・団体が主催するイベントにおいて相談ブース

を開設し個別相談や適切な情報提供に取り組む。

（４）農山漁村発イノベーションサポート事業

当センターでは引き続き「山形農山漁村発イノベーションサポートセンター」を設置・運営し、個々の相談内容に応じて、商品開発や経営、デザイン等の専門家である地域プランナーを派遣するとともに、関係機関・団体との連携調整を図り、農山漁村発イノベーションに取り組む事業者を総合的に支援する。

特に、これまで6次産業化の発展をけん引してきた多くは女性であることから、今後も女性の農業者等が活躍できる取組みを支援する。

（５）農産物認証事業

県の環境保全型農業の推進、農産物の安全性確保などの方針に沿って、JAS法に基づく登録認証機関として有機農産物等の認証を実施するとともに、特別栽培農産物、やまがた農産物安全・安心取組及びやまがたGAP認証事業の第三者認証機関として、それぞれ認証業務を実施する。

環境保全型農業の推進に向けては、令和3年5月に農林水産省が「みどりの食料システム戦略」を策定し、令和4年7月に同戦略の実現に向けた「みどりの食料システム法」が施行された。県でもこの法律を受け、令和5年2月に基本計画を策定し、有機・特別栽培・GAP等の取組みを環境負荷軽減事業活動と位置づけている。

こうした動きを踏まえ、それぞれの認証業務を迅速かつ公平・公正に実施するとともに、認証事業への影響等を把握して迅速に対応するため、国や県の施策等の情報収集と、認証事業者への情報提供を適時適切に行う。

Ⅱ 事業計画

1 農地集積・集約化対策事業

当センターは、平成 26 年 4 月に農地中間管理機構として県の指定を受けて以来、農地中間管理事業業務の委託先をはじめ、関係機関・団体と連携を図り、農地の集積・集約化の推進に取り組んでいる。

担い手の健全な農業経営発展と地域農業の振興を図ることを目的に、平成 30 年 7 月には当センター、山形県農業会議、山形県農業協同組合中央会の三者で「担い手農業者への支援に関する連携協働協定」を締結している。

このような中、令和 5 年 4 月に改正農業経営基盤強化促進法等が施行されることに伴い、市町村は地域の農地利用の将来像を示す「地域計画（目標地図）」を策定することとなり、この計画の実現に向け関係機関・団体が連携して取り組みを進めることとされている。

こうした情勢を踏まえ、当センターでは、農地中間管理事業において導入される「農用地利用集積等促進計画」を的確に策定するなど、農地中間管理機構の事務手続きを関係機関・団体と緊密に連携しながら適切に対応することにより、引き続き農地の集積・集約化の推進に取り組む。

併せて、経営規模拡大による農業経営の安定化を支援するため、農地売買等支援事業に取り組む。

また、改正農業経営基盤強化促進法等の施行に伴い、当センターの取扱件数の増加が見込まれることから、未収賃料やその発生防止に向けた対応を強化する。

さらに、令和 5 年度は事業開始から 10 年目を迎え、これまで毎年度必要な事務処理経費を国・県からの国庫補助金等で賄えない財源不足が増加傾向となっていることから、農地の賃貸借に伴う手数料制度の導入を図る。

（1）農地中間管理事業

事業費 2,641,424 千円

財源内訳【事業収入、県補助金（国庫 7/10、県単 3/10）】

改正農業経営基盤強化促進法等の施行に伴い、当センターでは今後新規事案の増加が想定される。県が設置した「農地集積・集約化プロジェクト会議」の構成員として、県及び関係機関・団体と連携を強化し、次の事項に重点的に取り組みながら農地中間管理事業を推進する。

- ・未収賃料やその発生防止への対応強化や農地の賃貸借に伴う手数料制度の導入
- ・中山間地、畑地、樹園地等における農地集積・集約への支援
- ・農地中間管理機構関連の農地整備事業等への支援

- ・改正農業経営基盤強化促進法等による手続き変更点の周知と具体的な実施
- ・制度当初の契約期間満了事案の再契約に向けた事務手続きへの支援

ア 農地中間管理機構運営事業

農地の集積・集約化を推進するため、前記各事項に取り組むとともに、市町村、JA、土地改良区等に農地の借入れや貸付けに係る調整及びマッチング等の業務を委託することにより、農地の賃貸借等を推進する。

イ 借受農地管理等事業

農地中間管理機構が出し手から借り受ける農地の賃料及び保全管理を行う。

(2) 農地売買等支援事業

事業費 403,048 千円

財源内訳【全国農地保有合理化協会無利子資金借入、手数料、
県補助金（国庫 6/10、県単 4/10）】

農地の集積・集約化を推進するため、農業委員会等との連携により、経営規模の縮小等を望む農業者から農地を買い入れ、認定農業者等の担い手に売渡しを実施する。

○令和4年度計画・実績（見込み）及び令和5年度計画

(1) 農地中間管理事業による農地賃貸借件数等 ※公告日ベース
(令和5年3月6日現在)

項目	令和4年度計画		令和4年度実績 (見込み)		令和5年度計画	
	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
借入	4,160	3,000	2,799	2,422	3,500	3,000
貸付	2,800	3,000	2,356	2,422	2,900	3,000

(2) 農地売買等支援事業による農地売買件数等

項目	令和4年度計画		令和4年度実績 (見込み)		令和5年度計画	
	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
買入	40	40.0	10	20.0	60	60.0
売渡	40	40.0	20	30.0	60	60.0

<参考>

1 当センターの借入・貸付累積面積の推移

令和3年度末現在の当センターの借入・貸付累積面積は18,546haで全国第4位である。(1位：新潟、2位：秋田、3位：岩手)

(ha)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
借入	7,721	10,329	11,844	13,303	14,991	16,639	18,546
貸付	7,210	9,624	10,997	12,614	13,864	15,714	18,546

※R3年度から集積計画一括方式採用により、借入面積と貸付面積が一致する。

2 当センターの扱い件数及び面積の推移

令和4年度の契約1件当たりの借入面積(見込み)は0.87ha、貸付面積(見込み)は1.03haであり、平成27年度の借入面積0.94ha、貸付面積2.87haと比較し借入は93%、貸付は36%となるなど、長期的に見て、出し手である所有者の面積は変わらないのに対し、受け手である担い手の面積が減少していることから、担い手の経営の拡大が鈍化している傾向が伺える。

(件、ha)

年度	H27			H28			H29		
	件数	面積	1件当たり面積	件数	面積	1件当たり面積	件数	面積	1件当たり面積
借入	4,939	4,652	0.94	3,073	2,641	0.86	2,216	1,624	0.73
貸付	1,779	5,105	2.87	1,460	2,434	1.67	1,292	1,484	1.15

年度	H30			R1			R2		
	件数	面積	1件当たり面積	件数	面積	1件当たり面積	件数	面積	1件当たり面積
借入	2,038	1,520	0.75	2,760	1,769	0.64	3,529	2,259	0.64
貸付	1,366	1,578	1.16	2,243	1,689	0.75	2,276	2,259	0.99

年度	R3			R4(見込み)		
	件数	面積	1件当たり面積	件数	面積	1件当たり面積
借入	2,731	1,970	0.72	2,799	2,422	0.87
貸付	1,843	1,970	1.07	2,356	2,422	1.03

※上記(1)は権利確定した累積面積であり、(2)の当センター各年度の扱い面積と異なる。

2 特定鉱害・旧鉱物採掘区域復旧事業

(1) 特定鉱害復旧事業

事業費 一千円

当センターは、平成13年10月に特定鉱害復旧事業を行う法人として経済産業大臣の指定を受け、関係市町村が行う無資力認定を受けている鉱区の浅所陥没災害復旧工事を支援している。

令和5年3月末、新たに旧鉱物採掘区域復旧事業（令和9年3月末までの期限付き）を開始したため、令和5年度からの浅所陥没災害復旧工事は旧鉱物採掘区域復旧事業により支援することとなった。

このため、従来の本事業は令和5年度から令和8年度まで休止となる。

○令和4年度計画・実績（見込み）及び令和5年度計画（実施件数）

区分	令和4年度計画	令和4年度実績 (見込み)	令和5年度 計画
発生	3件	1件 (内訳)尾花沢市 農地1件	—
復旧	5件 (内訳) ①令和4年度発生分 ②尾花沢市 農地1件(令和3年度) ③舟形町 農地1件(令和3年度)	3件 (内訳) ①尾花沢市 農地1件(令和3年度) 農地1件(令和4年度) ②舟形町 農地1件(令和3年度)	—

(2) 旧鉱物採掘区域復旧事業

事業費 4,000千円

財源内訳【特定鉱害復旧事業等基金（旧鉱物採掘区域復旧事業費補助金）資産】

令和5年3月末、新たに旧鉱物採掘区域復旧事業（令和9年3月末までの期限付き）を開始し、令和5年度から関係市町村が行う浅所陥没災害復旧工事については、旧鉱物採掘区域復旧事業により支援することとなった。

当該事業では新たに市町村負担を求めており、当センターからは旧鉱物採掘区域復旧工事費のうち82%分を当該市町村へ、18%分を県へ支出する。事業の手続き等は(1)の特定鉱害復旧事業に準ずることから、引き続き、関係市町村との連携を密にしながら迅速な復旧に努める。

○令和4年度実績（見込み）及び令和5年度計画（実施件数）

区 分	令和4年度実績 （見込み）	令和5年度計画
発 生	—	農地2件（※）
復 旧	—	2件(内訳) R5年度発生分 農地2件

※直近5か年間の特定鉱害復旧事業の平均発生件数

3 人材育成活動強化事業

本県の新規就農者数は、過去最高を更新しているものの、高齢化の進行等により農業従事者数は減少しており、その減少分を新規就農者により補完できない状況が続いている。

当センターでは、これまで県外で開催される各種フェアへの参加や当センター等のホームページ、就農ガイドブック等を活用し、本県農業の魅力を県内外に積極的に発信するとともに、就農に向けた丁寧な相談対応や農家での農業体験、技術習得のための研修を実施するなど、状況に応じたきめ細かな支援を継続してきた。

令和4年度の実績は、就農相談が250件を超えて令和3年度比で約2倍となり、令和5年度に独立就農者育成研修を始める研修生も23名と令和4年度の14名に比較して大幅に増加している。

この背景を探るため、研修を開始する人に実施したアンケートによると、研修先に本県を選んだ理由として、本人や親戚、家族の出身地であることが最も多く、農業をやりたいと思った理由としては、自然（農業）があるライフスタイルを求めたことや、幼い頃に親や親戚の農作業を見て興味があったことをあげる人が多かった。

このような状況のもと、県では令和5年度から新たな事業として、移住・定住施策とも連携しながら、多様な人材の就農までの各段階に応じた支援を行う「経営継承支援事業」を実施することとしており、当センターは、これまでの支援事業と絡めながら、経営継承に繋がる県内での新規就農者の確保に向けて強力に取り組む。

また、女性の活躍や経営参画を促進するため、女性農業者等のネットワーク活動などへの支援を継続し、女性農業者の視点から、県に対し要望・提案活動を新たに実施する。

当センターが実施する就農に向けた支援事業の整理

支援段階	既存事業	経営継承支援事業
就農相談	・就農相談ワンストップ窓口	
就農体験	・短期就農体験プログラム	・ふち農業・農村暮らし体験 ・お試し就農移住体験
農業研修	・独立就農者育成研修	
経営開始	・新規就農定着サポート ・新規就農者向け交流研修会	・経営継承相談ワンストップ窓口 ・新規就農者受入協議会の設立・活性化支援 ・第三者経営継承準備支援 ・農業研修支援

(1) 新規就農者育成確保推進事業

事業費 37,380 千円

財源内訳【県補助金（県単）、県受託料（県単）】

ア 新規就農相談等活動

令和4年6月に県及び関係機関・団体の参画により「山形県農業経営・就農支援センター」が新たに設立された。その中に農業経営・就農支援相談窓口が設置されたことに伴い、当センターが県からの委託を受けて、その運営を担うこととなった。

新規就農希望者に対して就農に向けた総合的な相談に応じるとともに、東京都内で開催される「新・農業人フェア」や「くらすべ山形！移住・交流フェア」等における相談活動のほか、当センター等のホームページや就農ガイドブック等を活用した新規就農希望者向けの情報発信を積極的に行う。

イ 農業短期体験プログラム

県内での就農を希望する方などを対象に農業への理解を深めてもらうため、農業経営者等のもとで農作業や農村生活を体験する事業を実施する。

ウ 独立就農者育成研修事業

受入農業経営者の下で1～2年間の実践研修を行うとともに、定期的な集合研修を実施し、就農に必要な知識と技術の修得を図る。

エ 新規就農定着サポート事業

新たに農業経営を開始した認定新規就農者等を対象に営農費用の一部を助成するとともに、同対象に技術・経営を指導するアドバイザーを設置する。

○ 営農費用の一部助成

就農時50歳以上の認定新規就農者等に対し、経営の安定を図るため営農費用の一部を助成する。

○ 定着支援アドバイザーの設置

認定新規就農者等が栽培技術や経営について日常的に相談することができるアドバイザーを設置する。

(2) 経営継承支援事業【新規】

事業費 17,397 千円 財源内訳【県補助金（国庫 1/10、県単 9/10）】

ア ぶち農業・農村暮らし体験事業

県外からの移住を希望する農業短期体験プログラム参加者に対し、宿泊費の一部を助成する。

イ お試し就農移住体験事業

県外からの移住希望者向けの就農体験を促進するため、数週間単位の比較的長期の就農体験を提供する受入農業経営者に対し、就農体験従事者に支払う賃金・報酬の一部を助成する。

ウ 経営継承のための相談窓口の開設

経営継承に関する相談員を配置してワンストップ相談窓口を開設する。経営継承に関する拠点機能を発揮できるよう、県、市町村、地域の新規就農受入協議会等と連携し、サポート活動を実施する。

エ 第三者経営継承準備支援事業

継承希望者の営農資産に対する適正な評価のもと、円滑な継承が実施できるよう、継承希望者に対し鑑定、登記、査定等に要する経費の一部を助成する。

オ 新規就農者受入協議会設立や活性化への支援

技術習得等の機会提供や就農定着につなげる役割を担う新規就農者受入協議会の設置促進と活動強化のため、新規就農者受入協議会が行う広報、調査、研修、呼び込みなどに要する経費に対し、一部助成する。

カ 農業研修支援事業

半農半Xで就農を希望する者や認定新規就農者以外の新たな農業経営開始者に対して、技術等を指導し就農定着を支援する地域のアドバイザーを設置する。

(3) 新規就農者向け交流研修会事業

事業費 2,000 千円 財源内訳【県受託料（国庫）】

※農業経営者サポート事業予算

（当センター経営・女性若者活躍6次産業課所管）を充当する。

山形県農業経営・就農支援センター事業として、非農家出身の新規参入者等の定着及び経営発展を促進するため、個々の経営課題の解決やそれに資するネットワークづくりを支援する。

(4) 農業次世代人材投資資金推進事業

事業費 9,480 千円 財源内訳【県受託料（国庫）】

農業次世代人材投資事業に係る交付金受給者の研修終了後の各種報告のとりまとめやデータの整理などにより、新規就農者の就農定着に向けフォローアップする。

(5) 女性農業者ネットワーク支援事業

事業費 2,969 千円 財源内訳【県補助金（国庫 1/2、県単 1/2）】

女性農業者等の相談窓口を引き続き設置するとともに、新たに現地視察を含めた研修会などを開催し、農業女性が働きやすい環境づくりや学びへの意識・意欲の醸成を図るとともに、女性農業者のネットワークづくりや活動等を支援する。

また、これらの活動を通じた女性農業者の生の声を取りまとめ、女性農業者の視点から、県に対し要望・提案活動を実施する。

○令和4年度計画・実績（見込み）及び令和5年度計画

項目		令和4年度 計画	令和4年度 実績 (見込み)	令和5年度 計画
新規就農相談活動	窓口	130件	255件	370件
	うちイベント	20件	49件	70件
農業短期体験プログラム		件数	78件	130件
		延日数	162日	260日
独立就農者育成研修事業 (就農準備資金型、県支援型)		新規研修 開始者数	14人	23人
新規就農定着 サポート事業	営農費用助成	対象者数	4人	6人
	アドバイザー設置費用助成	対象者数	15人	14人
ふち農業・農村暮らし体験		件数	—	60件
お試し就農移住体験		件数	—	8件
新規就農者受入協議会設立・活性化支援		件数	—	14件
経営継承準備支援		件数	—	8件
農業研修支援		件数	—	8件
女性農業者ネットワーク支援事業		意見交換 会回数	5回	2回

<参考>

山形県における新規就農者数の動向（県農林水産部）（単位：人）

調査年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
新規参入者	79	97	121	131	175	160	167	150	210	185
Uターン就農者	130	117	115	112	89	133	142	151	115	137
新規学卒就農者	42	50	44	57	45	51	39	52	32	36
合計	251	264	280	300	309	344	348	353	357	358

4 果樹王国やまがた再生支援事業

事業費 12,836 千円

財源内訳【県補助金（国庫 1/2、県単 1/2）】

本県の果樹産地は、近年の自然災害による甚大な被害や担い手の高齢化による果樹経営体の減少などが進行し、このままでは「果樹王国やまがた」の地位が揺らぎかねない危機的状況にある。

県では、令和4年度より「果樹王国やまがた」の再生・強靱化を図るため、生産者や市町村、農業関係機関・団体、農業法人に加え、観光や食品等関連する産業分野と連携してオール山形体制で強力に推進している。

当センターは、この体制の中で、引き続き中核支援機関として、県内果樹産地などが取り組む「果樹王国やまがた」の再生・強靱化計画の策定や農地中間管理事業による園地のマッチング、果樹経営に参入する新規就農者を始めとする担い手確保等について、県OB職員による「果樹アドバイザー」派遣を含め、課題解決に向けた支援を実施する。

○令和4年度計画・実績（見込み）及び令和5年度計画 （果樹産地の再生・強靱化に向けた支援地区件数）

項目	令和4年度 計画	令和4年度 実績 (見込み)	令和5年度 計画
①計画承認・ 事業着手支援地区	—	1地区	5地区
②計画策定に取り組む 支援地区	—	9地区	10地区

5 農業経営者サポート事業

事業費 21,051 千円

財源内訳【県受託料（国庫）、県補助金（県単）】

令和4年6月に県及び関係機関・団体の参画により「山形県農業経営・就農支援センター」が新たに設立された。その中に農業経営・就農支援相談窓口が設置されたことに伴い、当センターが県からの委託を受けて、その運営を担うこととなった。

当センターは、今年度も引き続き農業経営者等からの多様な経営課題に関する相談に対応し、課題に応じた専門家派遣による個別経営支援を行う。

ア 農業経営相談窓口の設置

農業経営相談窓口として、農業者等からの多様な経営課題に関する相談に適切に対応し、その内容に応じて総合支庁農業技術普及課や関係機関・団体と連携を図り課題解決に向けた支援を行う。

また、当センター開催の法人化研修・相談会において相談対応を行うとともに、関係機関・団体が主催するイベントにおいて相談ブースを開設し、個別相談への対応や適切な情報提供を行う。

イ 専門家の派遣

農業経営に関し諸課題を抱える経営者に対し、税理士や中小企業診断士等の専門家を派遣し、指導・助言を行う。専門家派遣を行う際は関係機関・団体との連携調整等を行う。

ウ 農業経営の法人化や経営力向上に向けた支援

農業経営の法人化や経営力向上を目指したい経営体を対象として、入門編の研修相談会及び実践的な研修相談会を総合支庁農業振興課、関係機関・団体と連携して実施する。さらに農業法人経営者等の労務管理能力・経営管理能力等の高度化を図るため、リーダー経営体育成研修相談会を開催する。

エ 農業経営の法人化への支援

専門家派遣による経営診断等を受け、就業規則の整備や雇用の確保等雇用環境の改善に取り組む農業法人の設立に対し定額助成（1法人250千円）を行う。

○令和4年度計画・実績（見込み）及び令和5年度計画

項 目	令和4年度計画	令和4年度実績 (見込み)	令和5年度計画
専門家派遣回数	—	60回	70回
相談窓口対応回数	—	21回	30回
(参考) 重点指導農業者数	330人	164人	200人

< 参考 >

専門家派遣の主な内容

内 容	令和3年度	令和4年度 (見込み)
農業経営の法人化	26回	26回
経営改善・診断	12回	17回
雇用・労務	8回	6回
経営継承・相続	9回	4回
販売拡大・販促	10回	3回
財務・税務	5回	1回
その他	3回	3回

6 農山漁村発イノベーションサポート事業

事業費 21,028 千円

財源内訳【県受託料（国庫）、県補助金（県単）、農商工連携事業資産】

令和4年度から県では、6次産業化を中核としつつ、多様な地域資源を活用した分野横断的な新事業や雇用創出により地域の活性化を目指す農山漁村発イノベーションサポート事業をスタートした。

当センターは、県からの委託を受けて、「山形農山漁村発イノベーションサポートセンター」（以下「サポートセンター」という。）を設置・運営を担うこととし、相談内容に応じて、商品開発や経営、デザイン等の専門家である地域プランナーの派遣による支援を行うとともに、関係機関・団体との連携調整を図り、農山漁村発イノベーションに取り組む事業者の支援を行っている。

特に、これまでの6次産業化の発展をけん引してきた多くは女性であり、令和4年度の地域プランナー派遣回数（延べ）を見ても約45%が女性中心の農業者等となっていることから、今後も女性の農業者等が活躍できる取組みを支援する。

また、総合支庁農業技術普及課や関係機関・団体が開催する会議や研修会、イベント等に積極的に参加し、事業周知を行うとともに連携強化・協力促進を図る。

ア 相談窓口の設置及び企画推進員の配置

農林漁業者及び多様な事業分野からの各種相談に対応するため、相談窓口を設置し、サポートセンターに配置した企画推進員が事業者の要望や課題を丁寧に聞き取り、課題解決に向けて適切な支援を行う。必要に応じて、専門家（地域プランナー）の派遣や関係機関・団体との連携調整を行う。

イ 「山形農山漁村発イノベーションプランナー」の派遣

農山漁村発イノベーション事業に取り組む事業者に対し、6次産業化全般の基礎知識や財務状況の経営分析・診断の経験その他特定の専門知識、経験を有する専門家（地域プランナー）を派遣し、サポートを行う。

ウ 首都圏等での販路開拓支援

県産農林水産物を活用して6次産業化や農商工連携事業などに取り組んだ事業者の中には、開発した商品の販路が大きな課題となっている事例が多く、首都圏での商談会への参加を促し、販路開拓、拡大に結びつく支援を行う。

○令和4年度計画・実績（見込み）及び令和5年度計画

項 目	令和4年度計画	令和4年度実績 (見込み)	令和5年度計画
国資金活用支援者	12者	7者	9者
地域プランナー登録数	20名	23名	23名
地域プランナー派遣回数	120回(35者)	85回(27者)	90回(30者)
相談窓口対応回数	—	126回	150回

< 参考 >

地域プランナー派遣の主な内容 (延べ回数)

内 容	令和3年度	令和4年度 (見込み)
ブランディング	49回	28回
経営分析・診断	20回	20回
パッケージデザイン	17回	19回
インターネット販売	70回	17回
販路開拓	27回	12回
その他	81回	41回

(注) 上表の地域プランナー派遣には、複数の内容が含まれる場合があるため、上記「令和4年度実績（見込み）」の地域プランナー派遣回数とは一致しない。

7 農産物認証事業

事業費 43,410 千円

財源内訳【県補助金（県単）、認証手数料】

当センターは、県の環境保全型農業の推進、農産物の安全性確保などの方針に沿って、JAS法に基づく登録認証機関として有機農産物等の認証を実施するとともに、特別栽培農産物及びやまがた農産物安全・安心取組については、県が制定した要綱に基づく第三者認証機関として指定を受け、それぞれの認証業務を実施している。

また、平成30年度からは、農業の持続性確保に寄与するとともに東京オリンピック・パラリンピック競技大会への食材調達に対応するため、山形県が定めた山形県版GAPの認証業務を受託し、令和4年度からは、「やまがたGAP認証事業」の第三者認証機関の指定を受けて業務を実施している。

一方、農林水産省では、持続可能な食料システムの構築に向けた、調達、生産、加工・流通、消費の各段階における取組みと、脱炭素等の環境負荷軽減のイノベーションを推進することを目的として、令和3年5月にみどりの食料システム戦略（以下「みどり戦略」という。）を策定し、令和4年7月にはみどり戦略の実現に向けた環境負荷軽減事業活動の促進を目指して、みどりの食料システム法が施行された。

県でもこの法律を受けて、令和5年2月に基本計画を策定し、有機・特別栽培・GAPなどの取組みを環境負荷軽減事業活動として位置づけ、これらの活動に取り組む事業者を県が認定して支援することとしている。

みどり戦略策定の背景とされている気温上昇と気象災害の激甚化、輸入肥料の価格高騰などは、農業者にとって大きな、しかも身近な問題となっており、また、JAS法の改正等は、みどり戦略に沿って行われるようになっている。

このような状況のもと、当センターは、それぞれの認証業務を迅速で公平・公正に実施するとともに、認証事業への影響等を把握して迅速に対応するため、国や県の環境保全型農業をめぐる施策等の情報収集と、認証事業者への適時適切な情報提供を行う。

ア 有機農産物等認証事業

当センターは、JAS法に基づく登録認証機関として、対象地域を山形県内に限定し、平成13年度から有機農産物、令和2年度からは有機加工食品の認証業務を実施している。

認証業務の円滑な推進と審査機能の強化を図るため、認証要員の確保と能力向上に努めながら、総合支庁農業技術普及課等と連携して、有機JAS制度に関する理解の増進や、新規申請者の掘り起こしを進める。

イ 特別栽培農産物認証事業

県要綱により指定を受けた第三者認証機関として、国のガイドラインに基づいて生産され、表示・販売される特別栽培農産物の認証業務を実施する。

特別栽培農産物認証は、県オリジナル水稲品種（つや姫、雪若丸）のブランディング、日本型直接支払（環境保全型農業直接支払交付金）の要件として位置づけられていることから、引き続き一定の認証申請が見込まれる。

このため、認証業務の円滑な推進と認証レベルの維持向上に向けて要員の確保と能力向上を図る。

ウ やまがた農産物安全・安心取組認証事業

やまがた農産物安全・安心取組認証制度は、農薬の適正使用と出荷前残留農薬分析による安全性の検証を行う生産・集荷組織の取組みを第三者が認証する仕組みとして平成 17 年度に発足し、当センターは、県要綱により第三者認証機関として指定を受け認証業務を実施している。

県では、これまでの取組みにより農薬の適正使用に関する生産者の意識は一定程度定着したものの、この制度が G A P を構成する食品安全に関する取組みであることから、幅広い生産者や集荷団体を対象にした G A P の入門制度として継続することとしており、当センターは引き続き認証機関として、いわゆる基本 G A P 的な性格を有する当該業務を実施する。

エ やまがた G A P 認証事業

山形県版 G A P 第三者認証制度は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達に対応するほか、農産物の輸出促進などへの寄与が期待される国際水準 G A P の認証取得を促進するための取組みとして平成 30 年度に発足し、当センターは、県の委託を受けて 34 団体を認証した。

オリパラ大会の終了と農林水産省のガイドライン改正を受け、県では令和 4 年度から新たに「やまがた G A P 認証事業」を開始し、当センターは、県要領に基づく指定を受けた認証機関として、これまでのノウハウを生かして、認証要員の確保とスキルの向上を図り、引き続き円滑な認証業務を実施する。

一方で、G A P に関しては、消費者等の認知度が低いことを指摘されることが多いため、教育分野への働きかけも含め理解促進に向けた活動の充実を県に働きかけるとともに、当センターとしても生産者団体等を中心に認証制度に関する情報発信を行う。

○令和4年度計画・実績（見込み）及び令和5年度計画
（認証件数・面積等）

区 分	令和4年度 計 画	令和4年度 実 績 (見込み)	令和5年度 計 画	計画設定の根拠
(1)有機農産物等認証 ①認証事業者数(件) ②構成農家数(戸) ③認定面積(ha)	15 39 73	16 37 62	16 37 62	令和5年度に、新たに認証申請する動きがある一方で、格付業務を廃止する団体もあると見込まれることから認証事業者数は同数を見込む。
(2)特別栽培農産物認証 ①認証件数(件) ②認証農家数(延戸人) ③認証面積(ha)	380 9,500 16,000	415 9,192 14,451	400 9,000 15,000	つや姫の栽培面積や環境直払の状況、生産者の規模拡大の動きなどに伴い、面積は微増とするが、認証件数、延べ農家数はやや減少すると見込む。
(3)やまがた農産物 安全・安心取組認証 ①認証団体数(団体) ②参加集団数(集団) ③参加農家数(戸)	35 1,300 24,000	34 1,251 22,617	34 1,250 22,000	参加団体数、取組品目数は一定水準に達していることから、団体数は同数を見込むが、それぞれの組織構成員が減少していることなどから、集団数、農家数は微減を見込む。
(4)やまがたGAP認証 ①認証団体数(団体) ②構成農家数(戸) (4年度実績は見込み含む)	34 200	22 73	30 100	令和4年度に新たな制度となり、旧制度から認証している団体を20団体、新たな団体を2団体認証した。急速な増加は見込めないが、令和3年度末の認証団体数程度を当面の計画とする。

8 収入減少影響緩和対策受託事業

事業費 3,655 千円 財源内訳【国受託料】

当センターは、平成 19 年度に導入された水田・畑作経営所得安定対策の目的である農業担い手の経営安定に寄与するため、収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者として農林水産省の指定を受けている。今年度も引き続き、収入減少影響緩和対策における対策加入者が拠出した積立金の管理、対策加入者の生産面積の確定に伴う積立金の払戻し、補填が行われる際の対策加入者への積立金の払戻しの実施等について、適正に実施する。

9 新資材適応性研究調査事業

事業費 3,600 千円 財源内訳【資材メーカー等受託料】

山形県植物防疫協会、全農山形県本部、その他の農業資材メーカー等から、開発した新資材について、委託試験の申請があった場合、県の農業試験研究機関に研究調査業務を委託し、その資材の効果など、本県における適応性の調査を行う。

調査予定件数 16 資材

令和 4 年度実績（見込み）

受託資材数 33 資材

受託額 7,744 千円